

規約規程

旭川バレーボール協会

第1章 名 称

第1条 本会は、旭川バレーボール協会（Asahikawa Volleyball Association、略称A・V・A）と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、旭川市を主軸とした近隣7町（愛別町、上川町、鷹栖町、当麻町、東神楽町、東川町、比布町）のバレーボール団体の統一的中枢機関となり、北海道バレーボール協会と連携を保ちバレーボールの普及発展を図ることを目的とする。

第3章 組 織

第3条 本会は、旭川市と愛別町、上川町、鷹栖町、当麻町、東神楽町、東川町、比布町のバレーボール団体をもって構成する。

第4条 本会は、事務局を旭川市におく。

第4章 事 業

第5条 本会は、第2章第2条に基づき、次の事業を行う。

- 1) 各種競技会、国際大会、招待大会等の主催、主管及び後援
- 2) 各種競技大会に対する役員及び選手の派遣並びに招待
- 3) 各種講習会の開催及び講師派遣並びに招待
- 4) 審判員、コーチの養成
- 5) バレーボールの普及指導
- 6) 選手及びチームの育成強化
- 7) その他必要適切な事業

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第5章 役 員

第7条 本会に、次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
監 事	2 名

2 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

第8条 役員任期は、2年とする。但し、名誉会長、顧問及び参与はこの限りではない。

第9条 会長、副会長は常任理事会で選出する。

第10条 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。

第11条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 常任理事は、総会で選出し、会長がこれを委嘱する。

2 常任理事は、委員会を組織し、業務を分担処理する。

第13条 理事長は、常任理事の互選により、会長がこれを委嘱する。

2 理事長は常務を処理執行し、常任理事会を招集し、その議長となる。

第14条 副理事長は、常任理事の互選により、会長がこれを委嘱する。

2 副理事長は、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第15条 監事は、常任理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

2 監事は、本会の会計を監査する。

第16条 名誉会長、顧問及び参与は、旭川バレーボール協会に功績のあった者又は、学識経験者から総会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問機関とする。

3 参与は、常任理事会の諮問機関とする。

第17条 役員に欠員が出たときは、速やかにこれを補充する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第18条 総会は、会長、副会長、常任理事、監事及び登録チーム代表をもって組織し、会長が招集し、議長を務める。

2 総会は、本会の発展と、会員相互の協調をはかるとともに、次の事項を協議、決定する。

1) 事業報告及び収支決算の承認

2) 事業計画及び予算計画について

3) 役員を選任

4) 規約の改廃

5) その他重要案件

3 総会は、毎年4月に開催する。

第19条 役員会は、会長、副会長、理事長、常任理事をもって組織し、必要に応じて会長が招集し、本会の事業について協議する。

第20条 常任理事会は、常任理事をもって組織し、必要に応じて理事長が招集し、常務を処理執行する。

第7章 委 員 会

第21条 本会は、常任理事をもって組織する、委員会を設ける。

2 委員会は、本会の事業の遂行に必要な事項を分担所管し、処理執行する。

第22条 委員会に、次の役職をおく。

委員長 1 名

副委員長 2名以内

第8章 事 務 局

第23条 本会の統括的事務処理機関として、事務局をおく。

第24条 事務局に、次の役職をおく。

事務局長 1 名事

務局次長 1 名事

務局主事 若干名

第25条 事務局長は、総務委員長が兼任し、会長が委嘱する。

2 事務局長は、事務局を統括し、本会の事務を処理執行する。

第26条 事務局次長は、総務副委員長が兼任し、会長が委嘱する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、本会の事務を処理執行する。

第27条 事務局主事は、総務委員から選出し、常任理事会で承認する。

2 事務局主事は、本会の経理を処理執行する。

第9章 登 録

第28条 加盟チームは、本会に登録しなければならない。但し、登録規定は、日本バレーボール協会、北海道バレーボール協会の規定を準用し、総会でこれを決定する。

第10章 会 計

第29条 本会の経費は、加盟金、登録料、参加料、寄付金等をもってこれに充てる。

第30条 加盟金、登録料、参加料の額は、3月の常任理事会で定め、総会で承認を得る。

第31条 加盟金、登録料は、4月末までに納入するものとし、新規加盟チームの場合は、その都度納入するものとする。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度毎に年度終了後、事務局長（事務局主事を含む）が監事の監査を受け、常任理事会の承認を得たうえで、総会に提出しなければならない。

第11章 付 則

第34条 本会の改正は、総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

第35条 本規約を施行するため、細則等を別に定めることができる。

本規約は、昭和56年4月から施行する。

1981（昭和56）年4月 施 行

1993（平成5）年4月 改 正

2004（平成16）年4月 改 正

2025（令和7）年4月 改 正

委員会規定

本会規約第7章第21条に基づき、委員会に関する規定を、次の通り定める。

第1条 本会規約第5章第12条に基づき選出した常任理事をもって、次の委員会をおく。

- 1) 総務委員会
- 2) 競技委員会
- 3) 審判委員会
- 4) 指導普及委員会
- 5) 強化委員会
- 6) 生涯スポーツ委員会

第2条 各委員会は、次の通りとする。

- 1) 総務委員会
 - ① 庶務一般事項の処理執行
 - ② 経理事務の処理執行
 - ③ 登録事務の処理執行
- 2) 競技委員会
 - ① 本会の主催又は主管する競技会の企画運営
 - ② 競技会日程及び会場確保等の企画
 - ③ 大会開催要項の立案
 - ④ 競技会成績の発表表彰、記録の収集保管
- 3) 審判委員会
 - ① 審判技術の向上と審判員の資質向上を図るための講習会の開催
 - ② 競技会の審判員動員と割当
 - ③ 審判員養成のための講習会、研修会の開催
 - ④ 技術判定員養成のための講習会、研修会の開催
 - ⑤ 公認審判委員、公認判定委員の登録、申請の事務処理
- 4) 指導普及委員会
 - ① 小学校、中学校（クラブ）、加盟団体との連携、活動の支援
 - ② ジュニア普及のための「バレーボール教室」等の開催
 - ③ 指導者養成のための講習会、研修会の開催
 - ④ 公認コーチ、スポーツ指導員の登録、申請の事務処理
- 5) 強化委員会
 - ① 強化対策の立案
 - ② 競技力向上を図るための「教室」等の開催
 - ③ バレーボール技術講習会等の実施
 - ④ 強化講習会等の企画実施
- 6) 生涯スポーツ委員会
 - ① ママさん、一般スポーツ愛好者への指導普及のための支援と協力
 - ② ママさんバレーボールの普及を図るための講習会、競技会の開催
 - ③ ソフトバレーボールの普及を図るための講習会、競技会の開催

第3条 各委員会は、前項に定める事項を処理執行する。

第4条 委員長は、常任理事の中から選出し、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、業務を処理執行する。

第5条 各委員会の運営経費は、本会の一般会計に計上される。

- 2 各委員会の委員長は、会計年度末に収支決算を明らかにし、証拠書類を添付し、総務委員長に報告しなければならない。

表彰規定

第1条 本規定は、旭川バレーボール協会加盟の各チーム及び役員、選手を対象とし、表彰基準を、次の通り定める。

1) 個人表彰

- ① 旭川バレーボール協会の業務執行に長年貢献し、旭川バレーボール界の発展に特に功績があった者
- ② バレーボールの指導者として技術の向上に努め、旭川バレーボール界の発展に特に功績があった者
- ③ 長年選手として活躍し、旭川バレーボール界の発展に特に功績があった優秀選手
- ④ 日本代表又はそれに準ずる選手として選抜され、旭川バレーボール界の発展に特に功績があった優秀選手
- ⑤ その他、旭川バレーボール界の発展に特に功績のあった者

2) チーム表彰

- ① 日本バレーボール協会主催及び共催の大会で、優秀な成績を修めたチーム
- ② 北海道バレーボール協会主催及び共催の大会で、優秀な成績を修めたチーム
- ③ 旭川バレーボール協会主催及び共催の大会で、特に優秀と認めたチーム
- ④ 旭川バレーボール界の発展に特に貢献のあったチーム

第2条 加盟団体より表彰の推薦があったときは、表彰基準により、常任理事会で審査決定する。

慶弔規定

第1条 本協会の加盟団体、または個人が次の各項で受賞されたときは、協会が主催して祝賀会を開催する。

- 1) 全国レベルの表彰（日本バレーボール協会、日本スポーツ協会等）
- 2) 北海道、市、町の各表彰
- 3) 北海道スポーツ賞、報道関係スポーツ賞等
- 4) その他常任理事会で認めた各種表彰

第2条 弔 慰

- 1) 本協会の役員及び加盟団体長の逝去に際しては、香典、弔花、弔電を贈る。
- 2) 前項以外で必要の際は、常任理事会で協議承認する。
- 3) 香典は10,000円とする。

第3条 その他

必要に応じて、常任理事会で定める。

常任理事選出内規

1 基本方針

- 1) 常任理事の担当業務を明確にし、責任分担制効率化を図る。
- 2) 常任理事の共通理解を大切にし、業務執行の迅速さ、会議開催の円滑化を図る。
- 3) 協会運営方針の遂行、事務処理の効率化を図るため、会長指名常任理事をおく。

2 常任理事

- 1) 常任理事数は10名程度とする。
- 2) 理事長、会長指名常任理事を除く常任理事は、次の職務を分担する。
 - ① 総務委員長
 - ② 競技委員長
 - ③ 審判委員長
 - ④ 指導普及委員長
 - ⑤ 強化委員長
 - ⑥ 生涯スポーツ委員長

旅費内規

日本バレーボール協会、北海道バレーボール協会及び各地区協会が招集する会議に出席する旅費等の支給についての内規を、次のように定める

1 道内で開催される会議等

- 1) JR普通運賃+市内交通費1日につき1,000円
但し、片道30kmを超える場合は、特急料金を支給する。
- 2) 宿泊を伴う場合は、宿泊料及び日当1泊につき1,500円を支給する。

2 道外で開催される会議等

- 1) 旅費支給のない場合
空港までの運賃+航空料の実費+市内交通費1日につき1,000円+宿泊料+日当1泊につき1,500円
- 2) 旅費支給のある場合
旅費支給のない場合よりも不足となる額

3 旭川市内交通費

旭川に居住し、同一市内で開催される会議に出席する場合 一律1,000円
管轄市町村から参加する場合は、公共機関の実費又は往復の移動距離×40円を支給する。

4 宿泊料

宿泊料は、実費支給とし、15,000円を上限とする。

5 日当

宿泊を伴う会議等については、日当を1泊につき1,500円支給する。